

複写

様式第九（第十七条第一項関係）

許可番号 第 13110010006 号

汚染土壌処理業許可証

兵庫県尼崎市東浜町 1 番地の 1
株式会社 ジオレ・ジャパン
代表取締役 柴垣 雄一

土壌汚染対策法 第 23 条第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

尼 崎 市 長 松 本 眞



許可の年月日	令和 7 年 8 月 2 7 日		
許可の有効期限	令和 1 1 年 5 月 2 1 日		
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	株式会社ジオレ・ジャパン 末広工場		
汚染土壌処理施設の設置の場所	尼崎市末広町 1 丁目 2 - 2		
汚染土壌処理施設の種類	①浄化等処理施設(浄化(抽出 - 磁力選別)) ②浄化等処理施設(浄化(抽出 - 化学脱着)) ③浄化等処理施設(不溶化) ④分別等処理施設(異物除去) ⑤分別等処理施設(含水率調整)		
汚染土壌処理施設の処理能力	①浄化等処理施設(浄化(抽出 - 磁力選別)) 110t/h 2,640t/24h ②浄化等処理施設(浄化(抽出 - 化学脱着)) 110t/h 2,640t/24h ③浄化等処理施設(不溶化) 110t/h 2,640t/24h ④-1 分別等処理施設(異物除去) 240t/h 1,920t/d(8h) ④-2 分別等処理施設(異物除去) 110t/h 2,640t/24h ⑤-1 分別等処理施設(含水率調整) 240t/h 1,920t/d(8h) ⑤-2 分別等処理施設(含水率調整) 110t/h 2,640t/24h		
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	裏面のとおりに		
変更の内容	令和 7 年 8 月 2 7 日 汚染土壌処理施設の種類の種類、構造及び処理能力並びに汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の変更（新たな汚染土壌処理設備の設置）		

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

複写

汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

①浄化等処理施設(浄化(抽出 - 磁力選別))

受け入れられる特定有害物質	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
受け入れられる特定有害物質の汚染状態	第二溶出量基準以下及び土壌含有量基準以下

②浄化等処理施設(浄化(抽出 - 化学脱着))

受け入れられる特定有害物質	クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン
受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度上限なし

③浄化等処理施設(不溶化)

受け入れられる特定有害物質	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度上限なし

④-1、⑤-1 分別等処理施設(異物除去、含水率調整)

受け入れられる特定有害物質	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、有機りん化合物
受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度上限なし

④-2、⑤-2 分別等処理施設(異物除去、含水率調整)

受け入れられる特定有害物質	クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、有機りん化合物
受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度上限なし

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。